

分権型社会の確立に向けた取組について

平成5年の衆参両院における「地方分権の推進に関する決議」から本格的な動きが始まった地方分権改革は、これまでに機関委任事務の廃止や国の関与のルール化、「国と地方の協議の場」の法制化など、着実に成果をあげてきた。

さらに、現政権においても、安倍内閣総理大臣を本部長とする「地方分権改革推進本部」や「地方分権改革有識者会議」における議論を踏まえ、新たな取組として、地方からの「提案募集方式」が導入された。今後、さらなる改革の進展を期待するとともに、地方としても、この機を生かして地域を活性化するための地方分権改革を進めて参りたい。

一方、与党において「道州制推進基本法案」が検討されるなど、国において道州制に関する議論が活発化しているが、道州制における重要事項を道州制国民会議で検討することとされていることや、理念や具体的な将来像が不明確であるとの不安や懸念の声も上がっている。

もとより道州制は、国と地方の役割分担を見直した上で、国から地方に大幅な事務・権限を移譲することにより中央集権体制を見直し、地域の活力をもって、国のさらなる発展を目指すべきものであり、地方の求める真の地方分権改革として取り組まれるべきものである。

九州地方知事会としては、九州・山口地域の活性化と住民福祉の向上を第一に、真の分権型社会の実現に向け、引き続き、市町村等との意思疎通を深めながら、地方分権改革に関する議論に対し、地方の立場から積極的に参画していく所存である。

国においては、地方の意見を十分に踏まえ、国民が望む地方分権改革を進めるよう求める。

1 地方分権改革のさらなる推進

地方分権改革については、これまでの改革を総括し、今後の展望を明らかにするとともに、道州制の議論にかかわらず、改革を着実に推進すること。

2 国から地方への権限移譲等の推進

国から地方への権限移譲については、ハローワークや農地転用など地方からの要望が強い分野の見直しを強力に進めること。

また、「提案募集方式」による地方からの地方分権改革に関する提案については、各県それぞれが、また、九州地方知事会が共同して、積極的に対応する所存であり、政府においては、地域の実情を理解し、その実現を図ること。

なお、国の出先機関の地方移管については、国と地方が対等の立場で真摯に協議し、九州地方知事会としても積極的に議論に参加してきたものである。その経緯や内容は道州制の本格的な検討に向けたステップの一つともなり得ることも踏まえ、国の出先機関の地方移管や複数の県域にまたがる事務・権限の移譲についても、地方分権改革推進本部等で検討を開始するなど、議論を前に進めること。

3 道州制の検討のあり方

道州制は、国のあり方を変革するものであることから、まずは、国、地方を通じた統治機構のあり方の理念や具体的な将来像、これが国民生活に与える効果などについて明らかにする必要がある。

その将来像を議論するに当たっては、地方の意見を十分に踏まえ、中央府省の解体再編を含め中央政府を見直すことを基本に、国の役割を外交・通商、マクロ経済政策など国本来の役割に限定して地方の役割を大幅に拡大し、基礎自治体の行財政基盤の強化、税財源の確保や財政調整制度のあり方などについて、道州制への移行時期やその工程も含め、幅広く議論を行い、国民の共通認識の醸成に努めること。

平成26年6月

九州地方知事会長

大分県知事 広瀬 勝貞